

# 三原市農業委員会第3回定例総会議事録

## 1. 開会日時・場所

日時 令和5年3月24日(金) 午後2時00分  
場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

## 2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員19名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	田坂 友彦	2番	寶田 清隆	3番	新庄 實雄
4番	佐々木 昭和	5番	井長 哲	6番	阪井 瑞枝
7番	橋本 宏明	8番	信藤 延夫	9番	上田 励二
10番	堀本 隆司	11番	山口 郁恵	12番	久留本 忠美
13番	河村 博	14番	花山 哲男	15番	今田 正道
16番	郷谷 幸男	17番	林 壽彦	18番	山口 龍子
19番	武郷 勝巳				

欠席委員

なし

## 3. 議事録署名人

9番 上田 励二 13番 河村 博

## 4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 茂見 鉄平 主任主事 檀上 周  
農林水産課 専門員 宗行 洋二

## 5. 審議事項

第18号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第19号議案	農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について
第20号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
第21号議案	農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
第22号議案	非農地証明申請について
第23号議案	農用地利用集積計画について
第24号議案	農用地利用集積計画について
第25号議案	三原市農業委員会の「別段の面積」告示の廃止について
第26号議案	三原市別段面積の特例区域設定要綱の廃止について
第27号議案	農地法関係事務処理要綱の一部改正について
第28号議案	三原市電子情報処理組織業務管理規定の一部改正について
第29号議案	農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う権限移譲事務追加への対応について

## 6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

## 7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、19名で定足数に達しておりますので、第3回総会は成立しております。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、9番 上田委員、13番 河村委員を指名します。

議長 それでは、申請に基づく議題に入ります。

議事日程は、日程第1を第18号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第6第23号議案から日程第7第24号議

案を先に審議します。  
議案書をご覧ください。

議 長 日程第6 第23号議案を上程します。  
「農用地利用集積計画」について、三原市長から決定を求められるものです。  
第23号議案に係る、資料23の第1番から第1,146番について審議します。  
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の「議事参与の制限」の規定により4回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。担当者の説明を求めます。

事務局 それでは、第23号議案 農用地利用集積計画について説明いたします。  
この農用地利用集積計画の決定は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、三原市長からの令和5年3月3日付け文書番号第2602号によって決定を求めるものです。  
今回、利用権設定を計画する農用地は、議案書12ページ中段に記載の「地域別面積集計表」に記載しております。  
三原地域で、件数126件、筆数238筆、面積347,677.61㎡、本郷地域で、件数49件、筆数108筆、面積175,042㎡、久井地域で、件数84件、筆数268筆、面積417,144㎡、大和地域で、件数142件、筆数532筆、面積850,346㎡、合計で401件、1,146筆、面積1,790,209.61㎡の農用地利用集積計画が提出されています。  
利用権を設定する農用地については、資料23の1ページから65ページに記載しており、利用権の開始予定日は、すべて令和5年4月1日です。  
全体説明は以上です。

議 長 これからは、個別に審議します。  
はじめに、資料23の借手が農事組合法人〇〇の案件を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 担当者の説明を求めます。

事務局 それでは、説明します。  
三原地域で件数24件、筆数34筆、面積63,724㎡、本郷地域で件数1件、筆数5筆、面積5,487㎡、農地の受け手は農事組合法人〇〇です。  
以上で説明は終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。  
〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 続いて資料23の第608番から第611番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 担当者の説明を求めます。

事務局           それでは説明します。  
久井地域で、件数 2 件、筆数 4 筆、面積 8,454 m<sup>2</sup>、農地の受け手は株式会社〇〇です。  
以上で説明は終わります。

議 長            担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

                  ・・・挙手なし・・・

議 長            質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願  
います。

議 長            挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。  
〇〇番委員は、入室してください。

                  ・・・委員入室・・・

議 長            続いて資料 23 の第 709 番から第 711 番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

                  ・・・委員退席・・・

議 長            担当者の説明を求めます。

事務局           それでは説明します。  
大和地域で、件数 3 件、筆数 3 筆、面積 2,672 m<sup>2</sup>、農地の受け手は〇〇です。  
以上で説明は終わります。

議 長            担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

                  ・・・挙手なし・・・

議 長            質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願  
います。

議 長            挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。  
〇〇番委員は、入室してください。

                  ・・・委員入室・・・

議 長            続いて、先ほど審議した「議事参与の制限」の案件を除く、第 1 番から第 1,146 番を審議  
します。  
担当者の説明を求めます。

事務局           それでは説明します。  
三原地域で、件数 102 件、筆数 204 筆、面積 283,953.61 m<sup>2</sup>、本郷地域で、件数 48 件、筆  
数 103 筆、面積 169,555 m<sup>2</sup>、久井地域で件数 82 件、筆数 264 筆、面積 408,690 m<sup>2</sup>、大和地域  
で件数 139 件、筆数 529 筆、面積 847,674 m<sup>2</sup>、農地の受け手は農用地利用集積事業計画のと  
おりです。以上で説明は終わります。

議 長            担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、第23号議案について、第1番から第1,146番は、全て原案のとおり承認決定されました。

議長 次に、日程第7 第24号議案を上程します。  
「農用地利用集積計画」について、三原市長から決定を求められるものです。  
第24号議案に係る、資料24の第1番から第35番について審議します。  
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の「議事参与の制限」の規定により3回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。  
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書13ページをご覧ください。第24号議案農用地利用集積計画について説明します。  
この度、農業経営基盤強化促進法の改正に伴って農用地利用配分計画が廃止されるため、農地中間管理機構を通じた利用権設定につきましても、農用地利用集積計画のみを諮問する形になります。  
この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用し、農業経営基盤強化促進法の規定により利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。  
今回、農地中間管理機構を通して利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。  
三原地域から件数2件、筆数4筆、面積10,738㎡、久井地域から件数11件、筆数31筆、面積60,754㎡が提出されています。  
なお、利用権を設定する農用地については、資料24の2ページに記載しています。  
今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。  
以上で全体説明を終わります。

議長 これからは、個別に審議します。  
はじめに、資料24の第1番から第4番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議長 担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。第1番から第4番については、三原地域から件数2件、筆数4筆、面積10,738㎡を農事組合法人〇〇が受けるものです。以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。  
〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 続いて資料 24 の第 28 番から第 35 番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。第 28 番から第 35 番については、久井地域から件数 1 件、筆数 8 筆、面積 17,949 m<sup>2</sup>を株式会社〇〇が受けるものです。以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。  
〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 続いて、第 5 番から第 27 番を審議します。  
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。第 5 番から第 27 番については、久井地域から件数 10 件、筆数 23 筆、面積 42,805 m<sup>2</sup>を、農地中間管理機構を通じて農地の受け手に貸し付けるものです。  
以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって、農用地利用集積計画について、第 1 番から第 35 番は、全て原案のとおり承認決定されました。  
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。

議 長 次に、日程第 1 第 18 号議案を上程します。  
農地法第 3 条の規定による許可申請について、第 21 件から第 36 件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局

議案書1ページをご覧ください。

第18号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

第21件は、〇〇から宮沖2丁目の〇〇が、宗郷5丁目〇〇 ほか3筆 地目：田2筆 畑2筆 合計1,331㎡を、住宅とともに譲り受け、新規就農するものです。

第22件は、〇〇から和田2丁目の〇〇が、和田町〇〇 地目：畑 567㎡を、居住地から近く耕作に便利のため、譲り受けるものです。

第23件から第25件は関連案件のため、併せて説明します。

第23件は、〇〇から小泉町〇〇 地目：田 1,240㎡を、第24件は、〇〇から小泉町〇〇 地目：田 640㎡を、第25件は、持分10分の1について、〇〇から小泉町〇〇 地目：田 874㎡をいずれも小泉町の〇〇が、経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第26件から第28件は関連案件のため、併せて説明します。

第26件は、〇〇から本郷町船木〇〇 ほか4筆 地目：田 合計11,682㎡を、第27件は、〇〇から本郷町船木〇〇 地目：田 953㎡を、第28件は、〇〇から本郷町船木〇〇 地目：田 736㎡を、いずれも本郷町の〇〇が、新規就農するため譲り受けるものです。

第29件は、〇〇から竹原市の〇〇が、本郷町善入寺〇〇 ほか4筆 地目：田4筆 畑1筆 合計6,661㎡を、農業後継者として父親から生前贈与を受け、耕作管理するものです。

第30件は、〇〇から本郷町の〇〇が、本郷町南方〇〇 地目：田 843㎡を、居住地から近く、経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第31件は、〇〇から久井町の〇〇が、久井町下津〇〇 地目：畑 991㎡を、居住地から近く、経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第32件は、〇〇から東広島市の〇〇が、久井町泉〇〇 地目：田 1,542㎡を、経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第33件は、〇〇から久井町の〇〇が、久井町泉〇〇 ほか3筆 地目：田1筆 畑3筆 合計2,205㎡を、父親から生前贈与を受け、農業経営を承継するものです。

第34件と第35件は関連案件のため、併せて説明します。

第34件は、〇〇から、久井町泉〇〇 地目：田 3,439㎡について 第35件は、〇〇から、久井町泉〇〇 ほか1筆 地目：田 合計323㎡についていずれも、久井町の〇〇が、居住地から近く耕作に便利のため、譲り受けるものです。

第36件は、〇〇から大和町の〇〇が、大和町下徳良〇〇 地目：田 1,085㎡について、農業後継者として父親から生前贈与を受け、耕作管理するものです。

以上、申請案件は、全て農地法第3条の許可要件を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議長

地元委員の調査報告を求めます。

12番

第21件、22件は私の案件なので、続けて報告します。

第21件、3月22日に25番推進委員と現地を確認いたしました。宗郷町なので私の家のすぐ近くなんですが、現在〇〇が持っておられるんですけど、埼玉県のほうへ住んでおられて、今回家と前の土地を売却ということで合意されたみたいで、現地を確認しました。事務局の説明どおり問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

第22件、同じく3月22日に25番推進委員と譲受人の〇〇と現地を確認いたしました。これは〇〇というかたが持っておられるんですけど、実際はもう〇〇が畑として作っておられます。これも問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

15番

第23件、24件、25件は同一関連案件なので一緒に報告させてください。

3月20日に23番推進委員と譲受人の〇〇と〇〇行政書士立ち合いのもとに現地を確認しました。この土地はすでに一枚に整理されており、兄弟で相続された土地で譲受人が一括で管理されるということで、もうすでに管理されているので、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

7番

第26・27・28件は関連案件のため続けて説明をさせていただきます。

3月18日28番推進委員と譲受人の〇〇と3人で現地の確認を行いました。事務局の説明どおり特に問題はないと思います。

17番

第29件、3月20日に27番推進委員と現地確認を行いました。譲受人は農業後継者としてすでに農業に従事しており、別に問題ありません。以上です。

- 4 番 第 30 件, 3 月 19 日申請者本人立ち合いのもとで, 29 番推進委員と現地確認をいたしました。現有農地と隣接した農地で何も問題ありません。
- 14 番 第 31 件, 3 月 18 日 13 番委員・30 番推進委員・32 番推進委員の 4 名で現地を確認いたしました。申請地は久井支所から北の方向へ約 1.5 キロの地点で, 県道沿いに位置します。譲り受ける〇〇とは前日電話で話を聞いております。譲受人も, 農業の方はよその土地まで受けてされておるといふことで, 事務局の説明どおり問題ないと思います。よろしくお願ひします。
- 1 番 第 32 件から 35 件が担当案件のため, まとめて報告させていただきます。  
3 月 20 日に 3 番委員・31 番推進委員・33 番推進委員と現地確認を行いました。32 件は地元の農業法人が引き続き管理されるといふことで, 問題ないと思います。34 件も地元の農業法人が引き続き管理されるといふことで, 問題ないと思います。あとは事務局の説明どおりです。以上です。
- 6 番 第 36 件, 3 月 17 日に 34 番推進委員と現地を確認いたしました。譲渡人も譲受人も親子であつて, 事務局の説明どおり何も問題ないと思います。
- 議 長 地元委員の調査報告は, 承認であります。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願ひます。  
  
・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより, 採決に入ります。  
農地法第 3 条の規定による許可申請, 第 21 件から第 36 件の本案は, 原案のとおり許可決定することについて, 賛成の方は挙手願ひます。
- 議 長 挙手全員であります。  
よつて, 本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議 長 次に, 日程第 2 第 19 号議案を上程します。  
農地転用許可後の事業計画変更承認申請について, 第 5 件を審議します。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 6 ページをお開きください。第 19 号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。  
第 5 件は, 本郷町本郷〇〇(東本通土地区画整理事業区域内 仮換地〇〇街区〇〇-〇〇)について, 当初, 〇〇株式会社が令和元年 12 月 25 日付けで農地法第 5 条許可を受け建築した住宅を, この度, 〇〇・〇〇が購入することとなつたため, 事業計画を変更するものです。  
事業計画変更後の農地転用については, この後, 第 20 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の第 41 件においてご審議いただきます。  
転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願ひます。  
  
・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
農地転用許可後の事業計画変更承認申請, 第 5 件の本案は, 原案のとおり承認決定することについて, 賛成の方は挙手願ひます。
- 議 長 挙手全員であります。  
よつて, 本案は原案のとおり承認決定することに決しました。
- 議 長 次に, 日程第 3 第 20 号議案を上程します。

農地法第5条の規定による許可申請について、第31件から第45件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局

議案書7ページをご覧ください。第20号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

第31件は、〇〇から〇〇が、木原3丁目〇〇 地目：畑 131㎡について、所有権の移転を受け、駐車場に転用するもので、内容は駐車場4区画です。

第32件は、〇〇から、株式会社〇〇が、長谷4丁目〇〇 地目：田 1,731㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、太陽光パネル170枚、6棟、発電量49.5kw規模です。

第33件から第39件は、土地の所在が近接しており、譲受人が同一のため、合わせて説明します。

第33件は、〇〇から、沼田1丁目〇〇 地目：田 1,397㎡について

第34件から第36件、第38件は、〇〇から、沼田1丁目〇〇 ほか7筆 地目：田 合計7,032㎡について、

第37件は、〇〇から、沼田1丁目〇〇 ほか2筆 地目：田 合計1,274㎡について、

第39件は、〇〇・〇〇から、沼田1丁目〇〇 地目：田 1,962㎡について、

それぞれ、株式会社〇〇が所有権の移転を受け太陽光発電施設に転用するもので、内容は、発電量49.5kw規模の太陽光発電施設が、合計9施設となっています。

第40件は、〇〇から、〇〇が、高坂町真良〇〇 ほか1筆 地目：田 合計935㎡について、所有権の移転を受け、事務所・駐車場・資材置場に転用するもので、内容は、事務所1棟、駐車場3区画、真砂土100㎡等です。

当該案件は、転用の許可を得ることなく、事務所および資材置場として利用していることから、始末書を求め提出されています。

第31件から第40件は、小集団の農地で、許可基準は「農地法第5条第2項第2号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

第41件は、先ほど第19号議案、事業計画変更申請においてご審議いただいた関連案件です。

第41件は、〇〇株式会社から、〇〇・〇〇が、本郷町本郷〇〇 地目：田 367㎡（東本通土地区画整理事業区域内 仮換地〇〇街区〇〇-〇〇）について、所有権の移転を受け宅地にするもので、内容は住宅1棟です。

許可基準は、「農地法第5条第2項第1号ロ（1）市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

第42件は、〇〇から、〇〇が、本郷北2丁目〇〇の一部 地目：畑 82㎡の内29.69㎡について、使用貸借権の設定により、進入路に転用するものです。

許可基準は、第1種農地の不許可の例外：農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

第43件は、〇〇から、〇〇が、本郷北3丁目〇〇 地目：田 339㎡について、使用貸借権の設定により、宅地に転用するもので、内容は、住宅1棟、駐車場3区画です。

第44件は、〇〇から、株式会社〇〇が、本郷北4丁目〇〇 地目：畑 262㎡について、併用地の雑種地と共に宅地に転用するもので、内容は、建売住宅3棟、駐車場3区画です。

第43件と第44件の許可基準は、農地法第5条第2項第1号ロ（1）市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

第45件は、〇〇から、〇〇が、久井町江木〇〇 地目：田 14㎡について、所有権の移転を受け、進入路に転用するものです。

許可基準は：農地法施行規則第37条第5号「土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

農地法、第5条許可申請についての説明は以上です。

議長

地元委員の調査報告を求めます。

16番

第31件、3月21日に20番推進委員と現地を確認しました。現状は耕作されていないので特に問題ないと思います。農地区分は第2種です。

- 19 番 第 32 から 40 件までが私の案件なので、続けて報告させていただきます。  
まず第 32 から 39 の案件について、調査報告を先にします。  
3 月 23 日に 22 番推進委員、〇〇行政書士、私の 3 名で現地を確認しました。農地区分は  
いずれも第 2 種です。場所は第 32 件は長谷 4 丁目の国道 2 号線から佛通寺に入る〇〇の横の  
田んぼでした。  
第 33 件から 39 案件のすべては沼田 1 丁目で、〇〇、JR 山陽本線の北側の場所に位置して  
おります。所有権移転及び転用の目的は、高齢化で今まで作っていただいていた法人の耕作  
の取りやめ等ありまして、ここの一帯は太陽光の団地化（太陽光がどんどん固まって設置さ  
れている場所）なので、もう耕作をやめましたということで事務局の説明どおり問題ないと思  
います。  
次に第 40 案件の調査結果ですが、3 月 23 日に 22 番推進委員、〇〇行政書士、私の 3 名で  
現地を確認しました。農地区分は第 2 種です。場所は旧高坂小学校の北西 200 メートルぐら  
いの位置にあって、行った時にすでに今回の所有面積の 3 分の 2 は既存の事務所等々で建て  
られておりました。いずれも始末書を提出されたということで事務局の報告どおりです。  
以上、事務局のご説明どおり問題なかろうかと思しますので、ご審議よろしくお願ひいた  
します。
- 17 番 第 41 件から 44 件まで私の案件なので、続けて報告させていただきます。  
いずれの案件も 3 月 20 日に 27 番推進委員と現地を確認しました。  
第 41 件は先ほど事務局の説明どおり、東本通土地区画整理事業の中にある土地で、別に問  
題ありません。農地区分は第 3 種です。  
続いて第 42 件、〇〇行政書士と 3 人で現地確認を行いました。事務局の説明どおり問題あ  
りません。農地区分は第 1 種です。  
続いて第 43 件、〇〇と 3 人で現地確認を行いました。事務局の説明どおり問題ありませ  
ん。農地区分は第 3 種です。  
第 44 件、〇〇行政書士と 3 人で現地確認を行いました。事務局の説明どおり問題ありませ  
ん。農地区分は第 3 種です。以上です。
- 14 番 第 45 件、3 月 18 日 13 番委員・30 番推進委員・32 番推進委員と 4 名で現地を確認しまし  
た。現地は久井支所から北の方角へ約 2 キロの地点に位置し、県道から約 50 メートルの場所  
にあります。前日、〇〇行政書士とお話をしまして、すでにもう道となっているので地目変  
更もされていなかったということで、この部分の田んぼは現地としてありませんでした。内  
容の方は圃場整備の時に換地されたということで、法的には問題ないということでございま  
した。あとは事務局の説明のとおりでございます。農地区分は第 1 種です。
- 議 長 地元委員の調査報告は、承認であります。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願ひます。  
  
・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
農地法第 5 条の規定による許可申請、第 31 件から第 45 件の本案は、原案のとおり許可決  
定することについて、賛成の方は挙手願ひます。
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。  
可決されました第 42 件については、農地法第 5 条第 3 項の規定により、広島県農業会議へ  
意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には、許可書を交付する  
ことに異議ありませんか。  
  
・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。
- 議 長 次に、日程第 4 第 21 号議案を上程します。  
農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期承認申請について、第 2 件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

- 事務局 議案書 10 ページをお開きください。第 21 号議案 農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期承認申請について説明します。  
第 2 件は、株式会社〇〇から申請のあった、資材置場及び仮残土置き場への一時転用許可に係る履行延期申請です。  
沼田西町小原〇〇 地目：田 合計 1,302 m<sup>2</sup>について、当初、令和 4 年 11 月 25 日付で、令和 5 年 3 月 31 日までの一時転用許可を受けましたが、広島県発注の河川工事期間が延長され、引き続き資材置場および仮残土置き場として利用したいため、履行延期承認申請を提出されたものです。  
申請期間は、令和 5 年 7 月 31 日までです。  
農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期承認申請についての説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。  
  
・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期承認申請、第 2 件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました
- 議 長 次に、日程第 5 第 22 号議案を上程します。  
非農地証明申請について、第 8 件から第 9 件を審議します。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 11 ページをご覧ください。第 22 号議案 非農地証明申請について説明します。  
第 8 件は、〇〇から、久井町泉〇〇 ほか 2 筆 地目：田 1 筆 畑 2 筆 合計 2,026 m<sup>2</sup>について、昭和 60 年頃から耕作放棄し、現況地目：原野として申請されています。  
第 9 件は、〇〇から、久井町泉〇〇 地目：畑 611 m<sup>2</sup>について、昭和 60 年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。  
申請地は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当します。  
非農地証明申請についての説明は以上です。
- 議 長 地元委員の調査報告を求めます。
- 1 番 第 8 件、3 月 20 日に 3 番委員・31 番推進委員・33 番推進委員と現地確認いたしました。第 8 件・9 件とも道路からしか確認ができなかったのが道路から見ただけですけども、木が生えて山のようになっていましたので、仕方ないかなと思います。農地区分は全部 2 種農地です。
- 議 長 地元委員の調査報告は、承認であります。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。  
  
・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
非農地証明申請、第 8 件から第 9 件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。
- 議 長 次に、日程第 8 第 25 号議案を上程します。

三原市農業委員会の「別段の面積」告示の廃止について審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 14 ページをご覧ください。

第 25 号議案 三原市農業委員会の「別段の面積」告示の廃止 について説明します。

本件は、農地法の一部改正により、同法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する「下限面積要件」が削除されたことに伴い、三原市農業委員会の「別段の面積」の告示がその効力を失うことから、当該告示を廃止するもので、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

三原市農業委員会の「別段の面積」告示の廃止についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

議 長

挙手全員であります。

よって、本議案は原案のとおり決定することに決しました。

議 長

次に、日程第 9 第 26 号議案を上程します。

三原市別段面積の特例区域設定要綱の廃止について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 15 ページをご覧ください。

第 26 号議案 三原市別段面積の特例区域設定要綱の廃止 について説明します。

本件は、農地法の一部改正により、同法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する「下限面積要件」が削除されたことに伴い、三原市別段面積の特例区域設定要綱がその効力を失うことから、当該要綱を廃止するもので、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

三原市別段面積の特例区域設定要綱についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

議 長

挙手全員であります。

よって、本議案は原案のとおり決定することに決しました。

議 長

次に、日程第 10 第 27 号議案を上程します。

農地法関係事務処理要綱の一部改正について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 16 ページをご覧ください。第 27 号議案 農地法関係事務処理要綱の一部改正について説明いたします。

農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定される「下限面積要件」については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第 5 条の規定により削除されることとなり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行日である令和 5 年 4 月以降適用されません。

この改正は、下限面積要件（農地法第 3 条第 2 項第 5 号）が削除されることに伴い、三原市農業委員会の「農地法関係事務処理要綱」の一部を改正するものです。

定例総会議案書と共に先日送付しました資料 27 の 1 ページをご覧ください。

具体的な改正内容は、農業委員会業務資料 P184 に記載の 第 3 節 農地等の権利移動の許可基準 第 1 法第 3 条第 2 項中「第 5 号」を全て削るものです。

続いて資料 27 の 2 ページをご覧ください。「第 5 号」が削られたことにより、農業委員会業務資料 P185 に記載の 農地等の権利移動の許可基準 第 1 法第 3 条第 2 項中「第 6 号」を「第 5 号」に、「第 7 号」を「第 6 号」にそれぞれ改めるものです。

本改正は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行日である令和 5 年 4 月 1 日付で施行します。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって、本議案は原案のとおり決定することに決しました。

議 長 次に、日程第 11 第 28 号議案を上程します。  
三原市電子情報処理組織業務管理規定の一部改正について審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 17 ページをご覧ください。第 28 号議案 三原市電子情報処理業務管理規定の一部改正について説明いたします。

この改正は、広島県水道広域連合企業団の設立（令和 4 年 11 月 18 日付け）に伴い、委員の見直しを行うため、三原市電子情報処理組織業務管理規定の一部を改正する訓令を制定するもので、改正内容については、広島県水道広域連合企業団の設立に伴い、第 27 条第 5 項第 9 号を削るとしています。

定例総会議案書と共に先日送付しました資料 28 「三原市電子情報処理組織業務管理規程新旧対照表」をご覧ください。

現行規定 第 27 条第 5 項第 9 号に規定の、「水道部長」を削るものです。

本訓令は、当該議案を議決いただいた後、本日令和 5 年 3 月 24 日付けで制定し、広島県水道広域連合企業団による事業開始日である令和 5 年 4 月 1 日付で施行する予定です。

第 28 号議案 三原市電子情報処理業務管理規定の一部改正についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって、本議案は原案のとおり決定することに決しました。

議 長 次に、日程第 12 第 29 号議案を上程します。  
農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う権限移譲事務追加への対応について審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 18 ページをご覧ください。第 29 号議案 農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う権限移譲事務追加への対応について説明いたします。

三原市では本人と地域の合意に基づき、意欲ある農業者を認定農業者として認定し、地域農業の担い手の明確化を図るため、「三原市農業経営改善計画認定事業」を実施しています。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、市町村が予め知事同意を得て、農地を転用し農業用施設の整備を行う「農業経営改善計画」を認定した場合、農地転用許可があったものとみなされる制度が開始されます。

今後 200 m<sup>2</sup>以上、4ha 以下の農業用施設への農地転用が含まれる「農業経営改善計画」の認定協議に係る同意事務について、農地法の許可と同様、県知事から市に移譲され、農業委員会に事務委任されるものと考えられるため、予め対応を協議し、農地法の許可と同様、事務委任承諾に係る協議を受けた際には、事務委任に同意することとして、農業委員会として意思決定しておくものです。

なお、権限移譲の予定時期としては、改正事務処理特例条例の公布の日（広島県議会令和5年6月定例会での事務処理特例条例改正を予定）となります。

なお、改正法施行日から改正事務処理特例条例施行日までの間は、広島県において同意事務を行います。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の趣旨及び条例改正の内容等については、資料29にてご確認願います。

第29号議案 農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う権限移譲事務追加への対応についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

議長 よろしいですか。もうちょっと具体的にお願いできますか。

事務局 もう少し具体的に言いますと、認定農業者として認定を受けるために、農業経営改善計画を、申請される方が作られてですね、それを農業経営改善支援センターという会議にかけて、そこで認定されれば認定農業者の要件を受けるという事業があります。

認定農業者になろうとされるかたは、農業経営改善計画という計画を作られるんですけども、その計画の中に農業用施設を何年のいつごろに、これぐらいの規模で、事業計画図はこれで、資金計画もこれで作りますよと、いわゆるその農業用施設、農地を農業用施設用地に転用すると同じようなレベルの事業計画など、資料関係を全部備えて、それを農業経営改善計画に予め記載しておけばですね、わざわざ別途農地転用の許可申請をしなくてもいいと。

だから申請される方からすると、1回で処理が終わる、ワンストップでできるという、そういった制度が始まるということなんです。

今までだったら、農業経営改善計画は改善計画で出す、そこに農業用施設のことを書いていても、実際に農地を農業施設用地に転用する場合には、別途転用申請を出さないといけなかったんですけども、それが一緒にできる。

だから申請される方にとっては利便性が上がるという制度が始まるんです。しかし、農業委員会とすれば、やはり計画が出た段階で諮問がおそらくあるので、そこで農地転用の許可をするかどうかというのと同じような審査を、我々としてはしなければいけないので、農業委員会としての手間は一緒なんですけれども、申請される方の手間が1回です、というような制度が始まるんです。

これが始まりますので、農業経営改善計画にそういったものが含まれたものが、もし出された場合には、それを農業委員会としては審査しなければいけない。

その審査をする業務、権限も我々のところにいずれ移譲されてくるので、それを農業委員会として、そんなことは受けられませんよというのか、農地転用許可と一緒になんで、その権限移譲も受けましょうというのか、受けるかどうかというのを、この総会で議決をしておいてくださいと県の方から通知がありましたので、これを議案にさせていただいて、県から権限移譲の協議があったときには、それは農業委員会としては、農地転用許可と一緒になんで受けますよ、というふうにしたいということでございます。

議長 その他質疑のある方は挙手願います。

14番 今事務局がおっしゃった、県の方から農業委員会も賛成を取ってくれというような話を聞いたんですが、皆さん賛成でいいんでしょうか。

事務局の方は、もう三原市として県へ賛成しますというような回答をしているみたいに聞こえたんですが、それに基づいて、農業委員会の方も賛成をしてもらいたいというように聞こえたんですが、いかがでしょうか。

事務局 すみません。私の説明が悪かったんですけども、議案を出すのに、そういう協議が来ますので、予めどうされるかを決めてくださいというのは県から言われてます。

しかし、それで議決していただいたんでは、受けるかどうかという意思判断・意思決定に

ならないので、事務局の議案の説明の仕方としては、協議があった時には同意するという判断でよろしいかというのを今回諮らせてもらった。

だからそれ駄目だということであれば、それはやめましょうということだと思います。

決して事務局で決めてるわけではなくて、一応受けるということではいかがでしょうかという、そういう話でございます。よろしく願います。

議 長 よろしいですか。  
質疑ありませんか。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって、本議案は原案のとおり決定することに決しました。  
以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。  
事務局の説明を求めます。

事務局 1 農地法関係諸証明事務等について  
○農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 1件  
○農地法第4条の規定による農地転用届出受理 1件  
○農地法第5条の規定による農地転用届出受理 3件  
○農地法第3条に係る賃貸借契約の合意解約(18条6項)の通知 1件  
○農地改良届出受理 1件  
  
2 その他  
○今後の日程  
令和5年第4回定例総会 4月25日(火)14時

議 長 その他、何かありませんか。  
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。  
ご苦労さまでした。

閉会 午後3時11分

令和5年3月24日

議 長(会長)

議事録署名者

同 上